

令和6年 第12回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和6年12月26日（木）14時00分

2. 場 所：由布市役所市民ホール2階2-1会議室

3. 出席委員 9名

会 長	7 番	坂 本 成 一
委 員	1 番	縣 次 男
	2 番	二 宮 寿 徳
	3 番	秋 吉 一 郎
	4 番	高 田 英
	5 番	大 津 雄 司
	6 番	大 野 重 利
	8 番	江 藤 国 子
	10 番	麻 生 秀 昭

4. 欠席委員

	9 番	安 部 義 浩
	11 番	橋 本 早 人

5. 議事参与が制限された委員 3名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

③農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について

④農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

⑤非農地証明の発行について

⑥農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑦農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）

⑧その他

(4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局職員）

次長 長松喜久一、主査 小原匡博、興梶太希 行政専門員 衛藤欣也

8. 会議の概要

【事務局】

年末で大変お忙しいところ、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。行事等について、来年1月11日に農業委員会の特別セミナーというのが、別府市の方で開催されます。すみません、私文書の方が1月17日、月曜日と書いてしまっていてすみません。金曜日の間違いでした。出席される方はよろしくお願い致したいと思います。

それからバスに乗られる方は庄内庁舎出発ですので、よろしくお願い致します。バスについては、まだ出席確認が全員できてないのですが、あまり少ないと、小さい車になるかもしれませんので、ご了承願いたいと思います。よろしくお願い致します。

農業委員、推進委員の募集の件なんですけれども、12月16で一応募集期間が終わりまして、ホームページにも上げておりますけれども、募集人員が定数に満たなかったということで、現在再募集をしているところであります。

農業委員さんにつきましては、11名中、今7名。うち認定農業者が4名の方の応募がございます。引き続きのご協力方よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは出席委員は11名中、9名の出席で、会議規則第8条によりまして総会は成立しておりますので、ただいまより令和6年第12回由布市農業委員会総会を開会いたしますそれでは会長の方からお願いします。

【会長】

皆さんこんにちは。年末の大変寒い中、ご出席大変ありがとうございます。風邪をひかないように、年明け、新しい年を迎えていただきたいと思います。

それではただいまより、会議を開きたいと思います。

お諮りします会議は本日1日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

・・・・・・・・委員異議なし・・・・・・・・

異議なしと認めます。従って、会議を本日1日間と決定いたします。

次に会議録署名人の1名を示します。

本日の会議の署名委員は4番高田委員、よろしくお願いいたします。

続きまして採決についてお諮りします。これから採決します。

日程第1から7までのすべての件は会議規則第14条により、挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

・・・・・・・・委員異議なし・・・・・・・・

それではただいまより、会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお、農業委員会会議規則第12条により、議事参与制限を受ける委員は退席をすることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、7件事務局お願いいたします。

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

【事務局朗読説明】

【議長】

はい。議案1号から7号につきましては報告ということでご了承いただきたいと思います。日程第2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について16件。事務局お願いします。

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

【事務局朗読説明】

【議長】

はい。議案番号8は私の担当でありますので、説明します。渡人は、お父さんが亡くなって法務局かなんかに行ってるんですけども、県外にでており、もう柚ノ木には帰ってこないから管理してもらいたいということで、受人の方に、売買で譲るといことです。この土地は受人がずっとお父さんが亡くなってから管理してます。別に問題がないんじゃないかなと思います。質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員さんの挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案9号は私については議事参与制限により退席となります。

【高田委員】

進行につきまして、副会長の高田委員がその間進行を務めます。

議案9号について説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局】

説明いたします。高岡さんなんですけれども、議案番号8番の方と同一の方。

こちらにはいらっしゃらなく農地を管理できていないという状況です。

まず場所なんですけど、柚ノ木の方も集落の中っていうような形になります。

受人なんですけれども、法人の方です。ネギを中心に農業頑張られておる方です。農機具もしっかり持っておりますし、耕作経験も十分にあるかと思っておりますので、問題ないかと考えております。ご審議お願いします。

【高田委員】

質疑を求めます。なければ、承認される委員の挙手を。お願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認いたします。

【議長】

10号議案大野委員お願いします。

【大野委員】

それでは説明します。

場所は挾間町来鉢になります。来鉢のライスセンターがあるのですが、そのそばと
思ってもらったら結構です。渡人から受人ですが受人はあちこちの水田をやってお
りまして、農機具もそろっていますし、問題ないかなと思っております審議方よろ
しくお願いします。

【議長】

はい。質疑を受けたいと思います。ありませんか。

承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案11号について、10番麻生委員お願いします。

【麻生委員】

11番の場所が平石というところです。大分市の渡人所有で、受人は非常に、しっか
りした人だと思います。受人の自宅の下に広がる土地です。平石はご存じのように
段々畑みたいところで非常に厳しい土地がらになってますが、受人がすぐ、自分
で管理できるというふうに思っていますので、何も問題なく思っています。それか
ら12番が同じく渡人の土地ですが、この平石の498番地、受人がもらうということ
になっているんですが、渡人の自宅に受人が買って入っているという状況です。こ
の畑の180平米はですね、家のすぐ隣にある土地です。ですから、この方が管理す
るのが一番ベストだというふうに考えております。審議の方よろしくお願いいたし
ます。

【会長】

11号12号。同時に、質疑を受けたいと思います。ありませんか。

なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案13号について説明大野委員お願いします。

【大野委員】

それでは説明します。これも挾間町来鉢になります。

来鉢のフクロワってところですが、渡人から受人が譲り受けたんですが、小さい面
積で、受人もお父さんの跡継ぎで農業をしております。

農機具もそろっておりますし問題ないかなと思っております。よろしくお願いま
す。

なのかなというふうに、受人には、所有権移転後にこうしますという旨の誓約書はつけてもらっております。なので、現状農地とは言えないようなところに対しての所有権移転ということであります。

【議長】

15号について他に質疑をもうけます。

【高田委員】

今、竹林みたいなところを開拓した実績があるとされた説明されたんですが、それはどこでどういうふうにその情報を知るのですか。何か状況を見たのですか。

【事務局】

ここは受人が以前、来鉢で3条申請で農地を取得したのですが、その一括で買う中に竹林みたいな土地も含んでいましたので、その中で、その竹林だった部分を、もう竹の出がらしとかとあと重機での開墾をして、今農地のような状態に戻っているのは確認をしております。本人からの聞き取りと、私も通り縫ら見て、以前は完全な竹林だったのですが、今開けた形になってるっていうのは確認をしております。正直言うとよくやったなっていう感覚ですね。今回も同様に開拓してやりたいというような話です。

【大津委員】

今後結構、こういう案件がでてくるのではと。誓約書を書いてもらうっていう話があると思いますが、効力的なものが何かあるのでしょうか。誓約書があるから実行しないと悪いと本人さんは多分思っていると。実際、新規の人とかで実績なくて参りました。でも本人はやる気があって、一応規定で話が来ます。この場に出たときに、それがあって、とりあえずOKですみたいな話にしてもいいんですか。今後、その誓約書が効力が何かあります。

【高田委員】

誓約書、多分契約書みたいな効力あるとはネット上では読んだことはありますけど。そこが争いになったときにその誓約書が絶対かと言ったら、そこまでの強制力はないんじゃないかと思えます。

【事務局】

農地法上、任意というような書類というところをつけてもらっています。法的な力は弱いと思えます。

お互いの共通認識を高めると、市役所に出したからしなくちゃいけない。そういった意識的なところで、プラスアルファにある程度、通常、竹林までいっちゃうレベルで3条をかけることはほぼないんですけど、その手前はやぶになってて、もう何年も使っていないところを3条でかけるとかなったときには、事前に草刈をしてね、今後農地で使うんだから、その取っかかりとして草刈した上で、3条かけてねということも最近をよくあります。

ただ今回は労力もかなりかかるっていうことと、まだ他人の土地の状態で当たるのはちょっと気持ち的にも、避けたいので、今後しっかりやるっちゅう形でかけても

らえんかと言う話があったので誓約書という形をとっているのですが、毎回こういう形ではないんですけど、さっき言ったように法的な拘束力はないにしても、今回はいろんな状況と、本人がやりきる人と言うことと、やる気があるというところでこういうプロセスを取る。何でもかんでも3条にかけるようにするわけではないということが1つ。一言で言うと。

【議長】

他はありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

はい。挙手多数により承認します。

議案 16 号について、縣委員お願いします。

【縣委員】

一番の縣です。ご説明いたします。

この物件は空き家に付随した農地ということで、この受人が何か探してたら、渡人と出会ってうちの土地があるからってことで、話ができたそうです。それを渡人のお母さんの里の土地なんですけど、親が亡くなったときに遺産相続でもらっていたそうです。でも塚原でお父さんも渡人の弟、両親も亡くなったので、管理ができないってことで売れたらいいなとか話はしていたんですけど、今回この契約ができ、受人は今、自衛隊員で、奥さんが毎日いるから野菜づくりをしたいという感じでした。何かご質問があればお願いいたします。

【議長】

質疑を受けたいと思います。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

17 号議案、6 番大野委員お願いします。

【大野委員】

それでは、これも挾間町来鉢に位置してます。

渡人から受人ですが、XXXXXXXXXXにおった職員さんで、農業に懸命にはまっているようになりますので、問題ないかなと。農機具もすべてそろっております。審議よろしくお願いします。

【議長】

はい。17 号について質疑を受けたいと思います。ありませんか。

なければ承認される委員さんの挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 18 号について説明を 10 番麻生委員お願いします。

【麻生委員】

庄内町西、広坪というの、後田という地区ご存じでしょうか。210号線の、ガード過ぎてから、降り始めるところにある地区なのです。渡人もかなり高齢の方です。最近見かけないから、元気がなくなってるんじゃないかというふうに思っています。受人はまだまだ元気の方で、今回、国道沿いにある田んぼを買いたいということで、私の方に相談がありましたので、受人であれば、大丈夫だなというふうに考えてます。審議の方よろしくをお願いします。

【議長】

はい。質疑を受けたいと思います。

なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 19 号について、安部委員休みなので事務局をお願いします。

【事務局】

まず場所なんですけれども、挾間町サニータウンになるのですが、県道を超えて反対側あたりの農地になり、受人なんですけれども、前々回ぐらいに農地を所有された方、その時はまだ農機具が揃ってなかったのですが、今回トラクターとか購入されているようです。申請地は若干、荒れ気味ではあるんですよ。田んぼは厳しいかと思うので、野菜等を育てていくと言っていました。審議をお願いします。

【議長】

質疑を求めます。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 20 号について、10 番、麻生委員をお願いします。

【麻生委員】

説明いたします。20 番の庄内町畑田猪ノ平。もうちょっと行くと、長野と言う地域に入るところのちょっと手前の、左側に■■■■■■という看板を見たことはあると思うんです。私、ずっと受人の分だと思ったんですけど、実は渡人のものだったと。少なくとも 20 年以上はですね、受人が作り続けていると思います。受人は雲取という地区の人ですけど、私が子供の頃から梨を作っているんです。今でもずっとやっているし、家族の応援がありますので、受人があそこを引き受けて買い取るというのはもう当然のことだと思います。審議の方よろしくをお願いします。

【議長】

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 21 号について説明を 3 番、秋吉委員さんお願いします。

【秋吉委員】

21 号議案について説明します。

現地は JR の湯平駅から大分よりに 1 キロ行ったところに幸野地区という、申請農地については、住宅付随農地で、受人が、渡人の土地を宅地の分だけ、もう買っていて、ちょうど現地に行ったときにリフォームをしておりました。この申請地については、その隣に、農地がありまして、もう受人がきて、耕しているような状況で、本人は野菜等を作りたいということです。別に問題ないかなと思ってますし、審議よろしくをお願いします。

【議長】

質疑を求めたいと思います。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 22 号について 8 番、江藤委員お願いします。

【江藤委員】

22 番について説明します。

場所は湯布院町の XXXXXXXXXX がある段々畑の一番上の部分に接したところになります。譲受人は、湯布院町内に旅館を 6 軒と福岡にも 2 軒を持っています。そこで使うトマトやレタスなどを栽培したいということで、渡人から農地を買うことになりました。受人の従業員の方が野菜を作った経験があるので、その人たちと一緒につくるってということだったので、ものすごい荒れてるところではあったんですけど、頑張るってということだったので問題ないかと思います。以上です。

【議長】

質疑を受けたいと思います。

【高田委員】

確認です。登記地目、田んぼになってるんですがそこを畑として使うということいいですかね。

【江藤委員】

畑として使うって言っていました。すごいイノシシとかシカが出そうなところなんですけど、あんまりわからないから買っちゃったんだと思うのですが。山には稜線の下ぐらい。絶対全部食べられると思うんですけど、頑張るってことです。結構、外国人がいっぱい土地とか買うから、何となくすっきりしないんですけど、目的がもう仕方ないのかなと思うんですよ。

もう入っていけないぐらいの断面。もう、道があつて落ちて農地があつて、その奥が沢みたいな感じ。多少削られた部分もあるかなと思うんですけど。今だと到底入っていけないぐらいの藪という感じですね。ちょっと上に上がって行く道の、さらに農道に分岐したところが奥で。農道も結構急だから土を持って行くの大変だろうなと思ったんですけど。でも [REDACTED] なんです。

【高田委員】

ここは農地造成の一時転用申請を出す。普通、重機を入れて農地改良をする時との違い。つまり一時転用申請をしないと悪いときと、多分農地改良だったらもうそれは要らないよっていう。堺といいますか、どこでどう判断しているんですかね。

【事務局】

そこは一応、県から技術的な指導が入っていますね。

いらないうちの条件として、工事着工から1年以内に耕作が復旧できること、面積が3000平米より小さいこと、盛土高が1メートルより小さいこと、これをすべて満たす場合には、いわゆる許可じゃなくて、もう届け出も要らないんですけど、そういう農地法の対象にはならないということになってます。

ざっくり言うと小規模で短期間なものについては許可が要らないけど、今回で言うと、期間が2年近くという長いというところ、面積はOKなんですけど、その期間とかが長いので、許可の対象となっているということですね。

個人で隣り合った田んぼとかをちょっと狭地直しするような場合は、もう、そういう許可が要らない場合が結構多いと思います。こういう案件はですね、大体その土の捨て場も兼ねて、ついでに農地もちょっと良くするっていうところで、どっちにも、うまみがあるような話なんで、そういうようなねらいもあるのかなと思うんですけど、農地として見たら、すべてが良くなるんで、別に法的には問題ないんです。

【江藤委員】

湯布院の中学校の近くに橋を架け替えるので、田んぼをつぶして小規模みたいにしていてんですけど、これはもう2年以上ぐらい経ってるような気がするんですけど、これにかかったことがないですよ。

【事務局】

あれは、道路なんで公共工事、道路への転用の場合は、市道とか田んぼか市道拡幅で担保をとるときとかは基本的に許可いらない

【江藤委員】

橋のつけかえが終わったらまた田んぼに戻るんでしょ。

【事務局】

あそこはね、一応その話をしています。今は道路ですけど、架替なんで、あとはちゃんと戻してねっていうのは、お願いしてるところです。

昔の例でいくと、道路工事の土を置いてそのままになった例とかが結構あるので、

一応釘はさしては気にしてはいる。

あくまでもさっきのは農地造成をするときの許可が要らない取り扱いなので、他の例えば一時的な駐車場とか民間がやる。そういったもの、またその他の一時的な利用のための農地を工事の事務所とか、ああいうときには短期間とかであっても、許可になる場合があるっていうことで、思っただけであればいいです。

【議長】

なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第4、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について。事務局よりお願いします。

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

【事務局朗読説明】

【議長】

25号について大野委員お願いします。

【大野委員】

25号についてそれでは説明します。

これは挾間町古野。大分医科大学からちょっと北のほうに入っていたところになります。細長い土地であります、ここに住宅を建てるということでもあります。

審議よろしくお願いします。

【議長】

質疑を求めたいと思います。

【高田委員】

質問します。図面の9ページ。

310番の字図を見るとかなり細く長くあるんですが、隣の10ページを見ると、途中で途切れてて、使い方としてはどうなってるんですか。

【事務局】

ここの土地がすごく細長い土地なんです。10ページの土地より奥のところはもう本当に何メートルかしないような細い土地なんですけど、正直言うとそこはもう、そのままというような形で聞いてます。

【大野委員】

これの分筆申請をなさって言ったんですけども、それはお金かかるからしないと、ということで、柿の木なんかここに2.3本立っと思ったんですが、もう全部宅地にするという。念押しはしましたけどこういう返事だったんです。

【事務局】

正直言うと周りも全部宅地で、ここを分筆して宅地に田で残してもしょうがないと私は思います。正直、死に地みたいなもんですから、

【議長】

他に質疑ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 26 号について、事務局で説明をお願いします。

【事務局】

26 号議案です。

資料は、12 ページから、ですが、場所としては庄内町五ヶ瀬の市営住宅ドリームタウン五ヶ瀬から少し長湯方面、直入の方に進んだところとなっております。今回目的が事務所及び資材置き場用地となっておりますが、受人は、五ヶ瀬の出身で、ちょうど今回の申請地の隣が実家というような形になっております。現在その本社は賀来にあるんですけれども、一応庄内営業所という形で自宅の一角を使っているそうなんです、ちょっと手狭になってきたということで、隣接するところ、また県道沿いというところでアクセスもいいということで今回の申請地に事務所及び資材置き場用地として転用して、営業所移転というか、隣に移したいということで、申請が出ております。農地としては割と良い農地なんですけれども、裏も宅地ということで、場所としては、しょうがないかなというふうに思います。

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

27 号について、大津委員説明をお願いします。

【大野委員】

説明します。27 号議案です。

資料が 18 ページからになります。

場所が、210 号から挾間大橋、それから入りまして、同尻橋の方に行ったあたりまで行って、南側が山の方になってまして、ちょっと上っていくような道、細い道になります。この辺りがちょっと斜面地になってます。

住宅が結構建ち並ぶ場所で、その一角なんです、地権者さんはもうほぼ耕作をできておらずということで、受人に管理を頼まれていました。

一応事業計画書 22 ページにある計画書の内容もありますので、読んでいただくとわかると思うんですが、受人は、板金屋さんで結構手広く会社を経営をしております。

ます。そういった中で管理もできなくて手放したいということで購入に至っております。購入して資材置き場駐車場として利用して、裏に始末書があるんですが、砂利をちょっと敷いております。草を押さえるのにちょっと事前に入れてしまったということで、しっかり踏み固めて自然浸透、雨水とか自然浸透するような感じでしっかりそういうのもちゃんと計算されてやられているようではありますが、カボスが、2本残っております。こういった内容です。ご審議をお願いします。

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第5 非農地証明について。事務局お願いいたします。

日程第5 非農地証明について

【事務局朗読説明】

【議長】

28号について質疑を受けたいと思います。ありませんか。採決いたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

結果、挙手多数により、非農地証明発行を決定いたします。

29号について質疑を受けたいと思います。採決をいたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明を決定いたします。

議案30号について質疑を受けます。

ありませんか。なければ採決いたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明の発行を決定いたします。

議案31号について質疑を受けたいと思います。採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は、農地に該当しないということで非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明の発行を決定いたします。

議案 32 号について質疑を受けたいと思います。採決いたしたいと思います。
現地の状況から判断して申請地の農地に該当しないということで、非農地証明を
発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により、非農地証明を決定いたします。

日程第 6、農地利用集積計画について事務局お願いします。

日程第 6 農地利用集積計画について

【事務局朗読説明】

【議長】

33 号から 34 号については継続の案件です。

質疑を受けたいと思います。

なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 35 号については、1 番縣委員が、会議規則第 12 条の議事参与制限により退席
となります。議案 35 号からは新規の案件です。質疑を受けたいと思います。ありま
せんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 36 号について、質疑を受けたいと思います。ありませんか。

なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 7 農地利用集積等促進計画について。事務局お願いいたします。

日程第 7 農地利用集積等促進計画について

【事務局朗読説明】

【議長】

議案 37 号について質疑を受けたいと思います。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により、承認します。

議案 38 号について質疑を受けたいと思います。なければ承認される委員の挙手
を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 39 号について質疑を受けたいと思います。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 40 号について質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 41 号について質疑を受けたいと思います。

【江藤委員】

期間はすごい中途半端なんですけど、野菜を作ったらこの頃一番できてると思うんですけど、何でこんなんじゃないんですか。

【事務局】

ここはですね、XXXXXXXXXXというところの代表者、一緒のXXXXさんと同じなんですけど、この事務所とですね、社名を変更して、その何ていうんすかね。その続きになっておりますんで、トータルとしては10年ということになっております。会社の切り換えで残期間でやると、こんな中途半端な期間になっていきます。

【議長】

他ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

その他何かありますか。なければ、終了したいと思います。
お疲れさまでした。